

○南木曾町高齢者補聴器購入費補助金交付要綱

令和3年4月1日告示第22号

(目的)

第1条 この要綱は、聴力低下のある高齢者に対し、補聴器購入に要する費用（以下「購入費」という。）の一部を補助することにより、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱の対象となる者は、南木曾町に住所を有し、現に居住している者で、この要綱に基づく補助金交付申請時に満65歳以上の者とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給対象者を除く。

(補助対象となる購入費)

第3条 補助金の交付の対象となる購入費は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 日本耳鼻咽喉科学会耳鼻咽喉科専門医の意見に基づくもの
- (2) 前号に基づく言語聴覚士または認定補聴器技能者が常駐する販売店での購入

(補助金交付額)

第4条 補助金交付額は、補助対象者1人あたり購入費の2分の1とし、3万円を限度とする。ただし、前条第1号に規定する事項に関する補聴器購入についての医師の意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）の交付手数料については実費を加算する。

- 2 前項の規定による補助金を受けた者は、補助の決定を受けた日から5年を経過する日まで、当該補助金を受けることができないものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、南木曾町高齢者補聴器購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に意見書及び第3条の各号に規定する事項に該当することを明らかにする書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第6条 町長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反し、又は補助事業に関し不正行為を行ったとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助事業の実施に関して町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。